

土壌汚染情報公開台帳

整理番号	1060169	調製年月日	令和8年1月8日	契機	第116条第1項
所在地	(地番) 東京都台東区浅草橋五丁目21番6、21番7、22番8、22番9	(住居表示) 浅草橋5丁目6番10号			
訂正年月日		契機			
		年 月 日			
工場又は指定作業場の名称 (土地の改変に係る事業の名称)	日産文具(株)	汚染地面積	18.92㎡	調査面積	247.14㎡
汚染状況調査の方法について特筆すべき事項	対策済面積 0.00㎡				
当該土地において講じられた健康被害の防止又は周辺地下水汚染拡大の防止のための措置がある場合はその内容					
当該土地に第122条第1項第2号の土壌がある場合はその旨 (汚染の原因が水面埋め立て材に由来する場合はその旨)					
当該土地が規則第54条第3項第1号に該当する場合は、その旨					
当該土地が規則第55条第3項に該当する場合は、その旨					
当該土地が土壌汚染対策法の規定に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定された区域を含む場合は、その旨					
備考					
土壌の汚染状況	報告受理年月日	特定有害物質の種類	適合しない基準項目	汚染状況調査の受託者	
	令和7年12月18日	鉛及びその化合物	溶出量基準	株式会社フィールド・パートナーズ	
地下水の汚染状況	報告受理年月日	特定有害物質の種類	適合しない基準項目	汚染状況調査の受託者	
地下水の汚染状況(対象地境界)	報告受理年月日	特定有害物質の種類	適合しない基準項目	汚染状況調査の受託者	
土地の措置又は 改変状況	届出時期	着手予定時期	着手時期	完了予定時期	完了時期
				実施者	土壌搬出
					汚染土壌の処理方法

図 類 1 汚染状況調査の実施内容及び調査結果に係る書類等

2 当該土地に係る健康被害防止又は周辺への地下水汚染の拡大防止のために講じられた措置の実施場所及び実施状況を明示した図面

3 当該土地に係る汚染拡散の方法を明示した図面

4 対象地周辺の地図

東京都台東区浅草橋 5 丁目敷地における
土壌汚染状況調査・詳細調査

報 告 書

2025 年 10 月



Field Partners

株式会社フィールド・パートナーズ

報告書に関する制限・制約

- ・本報告書は、1.1. 調査目的に示す目的のために作成されたものであり、本報告書またはその内容を他の目的に使用することはできない。
- ・本報告書は、報告書使用者に対し、意思決定の参考情報を提供するものであり、使用に関する責任は使用者に帰属する。
- ・本報告書は、調査結果の一貫性を維持するため、常に本報告書全体を示す形で提示する必要がある。

はじめに

本報告書は、東京都台東区浅草橋五丁目 21 番 6、21 番 7、22 番 8、22 番 9（地番／以下、調査対象地という）において実施した土壤汚染状況調査・詳細調査の結果について述べたものである。

試料採取等対象物質の分類を以下に示す。

分類	物質等
第一種特定有害物質	四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
第三種特定有害物質	シマジン、チオベンカルブ、チウラム、ポリ塩化ビフェニル(PCB)、有機りん化合物
その他	油類、ダイオキシン類、廃棄物

試料採取等対象物質等に用いる略称を以下に示す。

分類	略称	分類	略称
四塩化炭素	CT	水銀及びその化合物	水銀、Hg
クロロエチレン	CE	アルキル水銀	RHg
1,2-ジクロロエタン	12DCA	セレン及びその化合物	セレン、Se
1,1-ジクロロエチレン	11DCE	鉛及びその化合物	鉛、Pb
1,2-ジクロロエチレン	12DCE	砒素及びその化合物	砒素、As
1,3-ジクロロプロペン	DD	ふっ素及びその化合物	ふっ素、F
ジクロロメタン	DCM	ほう素及びその化合物	ほう素、B
テトラクロロエチレン	PCE	シマジン	CAT
1,1,1-トリクロロエタン	111TCA、MC	チオベンカルブ	TB
1,1,2-トリクロロエタン	112TCA	チウラム	TMTD
トリクロロエチレン	TCE	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	PCB
ベンゼン	BZ	有機りん化合物	OP
カドミウム及びその化合物	カドミウム、Cd	ダイオキシン類	DXN
六価クロム化合物	六価クロム、Cr6+	土壤溶出量	溶出量、(溶出量)、(溶)
シアン化合物	シアン、CN	土壤含有量	含有量、(含有量)、(含)

報告書の表題及び調査種別について、土壤汚染対策法に基づく調査の該当部分を以下に示す。

表題	調査種別	土壤汚染対策法に基づく調査の該当部分
土壤汚染状況調査	表層調査	土壤ガス調査・表層土壤調査
土壤汚染状況調査	平面範囲確認調査	30m 格子内の汚染範囲の確定のための試料採取等
土壤汚染状況調査	深度範囲確認調査	第一種特定有害物質の代表地点のボーリング調査
土壤汚染詳細調査	深度範囲確認調査	第一種特定有害物質の代表地点以外のボーリング調査 第二種及び第三種特定有害物質のボーリング調査
土壤汚染詳細調査	措置対象範囲絞込調査	土壤汚染対策工事における対象範囲の絞込調査

調査結果概要

鉛による土壌汚染の存在が確認された。

概 要

調査対象地	(住居表示) 東京都台東区浅草橋五丁目 6 番 10 号		
	(地番) 東京都台東区浅草橋五丁目 21 番 6 外 3 筆		
現 況	ビル (退去済み)		
調査対象面積	247.135 m ² (CAD)	敷地面積	247.135 m ² (CAD)
適用される法規	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 116 条第 1 項		

結 果

特定有害物質の種類		調査対象 項目	判定		
			土壌ガス	土壌溶出量	土壌含有量
第一種 特定有害物質 (揮発性有機化合 物)	四塩化炭素	*	○		
	クロロエチレン	*	○		
	1,2-ジクロロエタン	*	○		
	1,1-ジクロロエチレン	*	○		
	1,2-ジクロロエチレン	*	○		
	1,3-ジクロロプロペン	*	○		
	ジクロロメタン	*	○		
	テトラクロロエチレン	*	○		
	1,1,1-トリクロロエタン	*	○		
	1,1,2-トリクロロエタン	*	○		
	トリクロロエチレン	*	○		
	ベンゼン	*	○		
第二種 特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	*		○	○
	六価クロム化合物	*		○	○
	シアン化合物	*		○	○
	水銀及びその化合物	*		○	○
	アルキル水銀	-		-	
	セレン及びその化合物	*		○	○
	鉛及びその化合物	*		■	○
	砒素及びその化合物	*		○	○
	ふっ素及びその化合物	*		○	○
	ほう素及びその化合物	*		○	○
第三種 特定有害物質 (農薬等)	シマジン	-		-	
	チオベンカルブ	-		-	
	チウラム	-		-	
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	*		○	
	有機りん化合物	-		-	

凡例 * : 調査対象 - : 調査対象外 ○ : 土壌汚染なし ▲ : 土壌汚染のおそれあり ■ : 土壌汚染あり

<目次>

1	調査概要	1
1.1	調査目的	1
1.2	調査対象地	1
1.3	参考法規	2
1.4	適用される法規等	2
1.5	調査体制	3
1.6	調査期間	3
2	本調査までの経緯	4
2.1	調査対象地の範囲を確定するための情報	4
2.2	地形・地質情報	4
2.3	土地利用履歴等	6
2.4	特定有害物質等の使用等履歴概要	6
3	土壌汚染状況調査（表層調査）	7
3.1	調査の考え方	7
3.1.1	調査の考え方（概要）	7
3.1.2	試料採取等対象物質の選定（特定有害物質）	7
3.1.3	土壌汚染のおそれの生じた場所の位置（特定有害物質）	7
3.1.4	土壌汚染のおそれの区分の分類（特定有害物質）	7
3.1.5	試料採取等区画の設定（特定有害物質）	9
3.1.6	試料採取地点の設定（特定有害物質）	11
3.2	調査方法	13
3.2.1	土壌ガス調査（第一種特定有害物質）	13
3.2.2	表層土壌調査（第二種特定有害物質及びPCB）	14
3.3	調査結果	16
3.3.1	土壌ガス調査（第一種特定有害物質）	16
3.3.2	表層土壌調査（第二種特定有害物質及びPCB）	17
4	詳細調査（ボーリング調査・地下水調査）	20
4.1	調査の考え方	20
4.1.1	調査の考え方（概要）	20
4.1.2	試料採取等対象物質	20
4.2	調査方法	22
4.2.1	ボーリング調査・地下水調査	22
4.3	調査結果	25
4.3.1	ボーリング調査	25
4.3.2	地下水調査	26

5	評価	28
5.1	特定有害物質による土壌汚染の状況について	28
5.1.1	第一種特定有害物質	28
5.1.2	第二種特定有害物質及びPCB	28
5.2	地下水汚染の状況について	28
6	自主調査以降の特定有害物質の取り扱いについて	28
7	記録の保管、引継ぎについて	28

《図》

図-1	日産文具株式会社の位置図	5
図-2	土壌汚染のおそれの区分の分類図(土地)	8
図-3	土壌汚染のおそれの区分の分類図(区画)	10
図-4	表層調査地点図	12
図-5	表層調査結果図	19
図-6	ボーリング調査地点図	21
図-7	ボーリング調査結果図	27

《表》

表-1	土壌ガス調査結果(単位区画)	16
表-2	表層土壌調査結果(単位区画)	18
表-3	ボーリング調査結果	25
表-4	地下水調査結果	26

《添付資料》

添付資料-1	地形・地質情報
添付資料-2	提供資料(届出書)
添付資料-3	土壌ガスチャート
添付資料-4	計量証明書(写し)
添付資料-5	表層土壌試料採取記録簿
添付資料-6	ボーリング柱状図
添付資料-7	現場写真

《別添資料(CD)》

計量証明書(電子計量証明書)

1 調査概要

1.1 調査目的

本調査は、調査対象地における土壌・地下水汚染の状況を確認することを目的とした。

1.2 調査対象地

調査対象地	(住居表示) 東京都台東区浅草橋五丁目6番10号		
	(地番) 東京都台東区浅草橋五丁目21番6、21番7、22番8、22番9		
現 況	ビル (退去済み)		
調査対象面積	247.135 m ² (CAD)	敷地面積	247.135 m ² (CAD)



調査対象地位置図

(出典：地理院地図 WEB サイト <http://maps.gsi.go.jp/>)

1.3 参考法規

法規等の名称	制定番号	制定年月	略称
土壌汚染対策法	法律第 53 号	2002 年 5 月 (平成 14 年 5 月)	法
土壌汚染対策法施行令	政令第 336 号	2002 年 11 月 (平成 14 年 11 月)	施行令
土壌汚染対策法施行規則	環境省令第 29 号	2002 年 12 月 (平成 14 年 12 月)	規則
土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法を定める件	環境省告示第 16 号	2003 年 3 月 (平成 15 年 3 月)	環告第 16 号
地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法を定める件	環境省告示第 17 号	2003 年 3 月 (平成 15 年 3 月)	環告第 17 号
土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件	環境省告示第 18 号	2003 年 3 月 (平成 15 年 3 月)	環告第 18 号
土壌含有量調査に係る測定方法を定める件	環境省告示第 19 号	2003 年 3 月 (平成 15 年 3 月)	環告第 19 号
土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン (改訂第 3.1 版)	-	2022 年 8 月 (令和 4 年 8 月)	調査措置のガイドライン
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	東京都条例第 215 号	2000 年 12 月 (平成 12 年 12 月)	都条例
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則	東京都規則第 34 号	2001 年 3 月 (平成 13 年 3 月)	都規則
東京都土壌汚染対策指針	東京都告示第 394 号	2019 年 3 月 (平成 31 年 3 月)	都指針

1.4 適用される法規等

本調査は、都条例の規定に基づく工場を廃止したことによる土壌汚染状況調査であり、都条例第 116 条第 1 項の規定を適用するものである。

1.5 調査体制

・土壌汚染状況調査を行った指定調査機関

会 社 名 : 株式会社フィールド・パートナーズ
所 在 地 : 東京都港区虎ノ門 1-2-8 虎ノ門琴平タワー10 階
連 絡 先 : TEL:03-6268-8857 FAX:03-6268-8357
登 録 番 号 : 環境省指定調査機関 指定番号 2020-3-1001

・分析を行った計量法第 107 条の登録を受けた者

会 社 名 : 株式会社土壌環境リサーチーズ
所 在 地 : 千葉県千葉市緑区おゆみ野 5-44-3
連 絡 先 : TEL:043-300-3318 FAX:043-300-3312
登 録 番 号 : 計量証明事業登録 千葉県（濃度）第 680 号

1.6 調査期間

◇土壌汚染状況調査（表層調査）

2025 年（令和 7 年）6 月 23 日～2025 年（令和 7 年）6 月 24 日 : 現地調査

2025 年（令和 7 年）6 月 24 日～2025 年（令和 7 年）6 月 30 日 : 公定分析

◇詳細調査（ボーリング調査・地下水調査）

2025 年（令和 7 年）7 月 14 日～2025 年（令和 7 年）7 月 15 日 : 現地調査

2025 年（令和 7 年）7 月 17 日～2025 年（令和 7 年）7 月 30 日 : 公定分析

2 本調査までの経緯

2.1 調査対象地の範囲を確定するための情報

調査対象地の範囲を確定するため、以下の情報を整理した。

- ・住宅地図

（住居表示）東京都台東区浅草橋五丁目 6 番 10 号に日産文具株式会社の記載を確認することができた。

- ・都条例工場設置届出書（台帳）

（住居表示）東京都台東区浅草橋五丁目 6 番 12 号で届出がされていた。

住宅地図と都条例設置届出書（台帳）を比較したところ、工場の立地場所に相違があった。台東区と協議し、都条例設置届出書（台帳）に記載の（住居表示）東京都台東区浅草橋五丁目 6 番 12 号については、届出者である[REDACTED]の居宅を連絡先として届出された可能性が高く、住宅地図に記載の（住居表示）東京都台東区浅草橋五丁目 6 番 10 号の範囲において事業活動を行っていたと判断することが妥当であるとして土壌汚染状況調査は住宅地図に基づき実施することとなった。

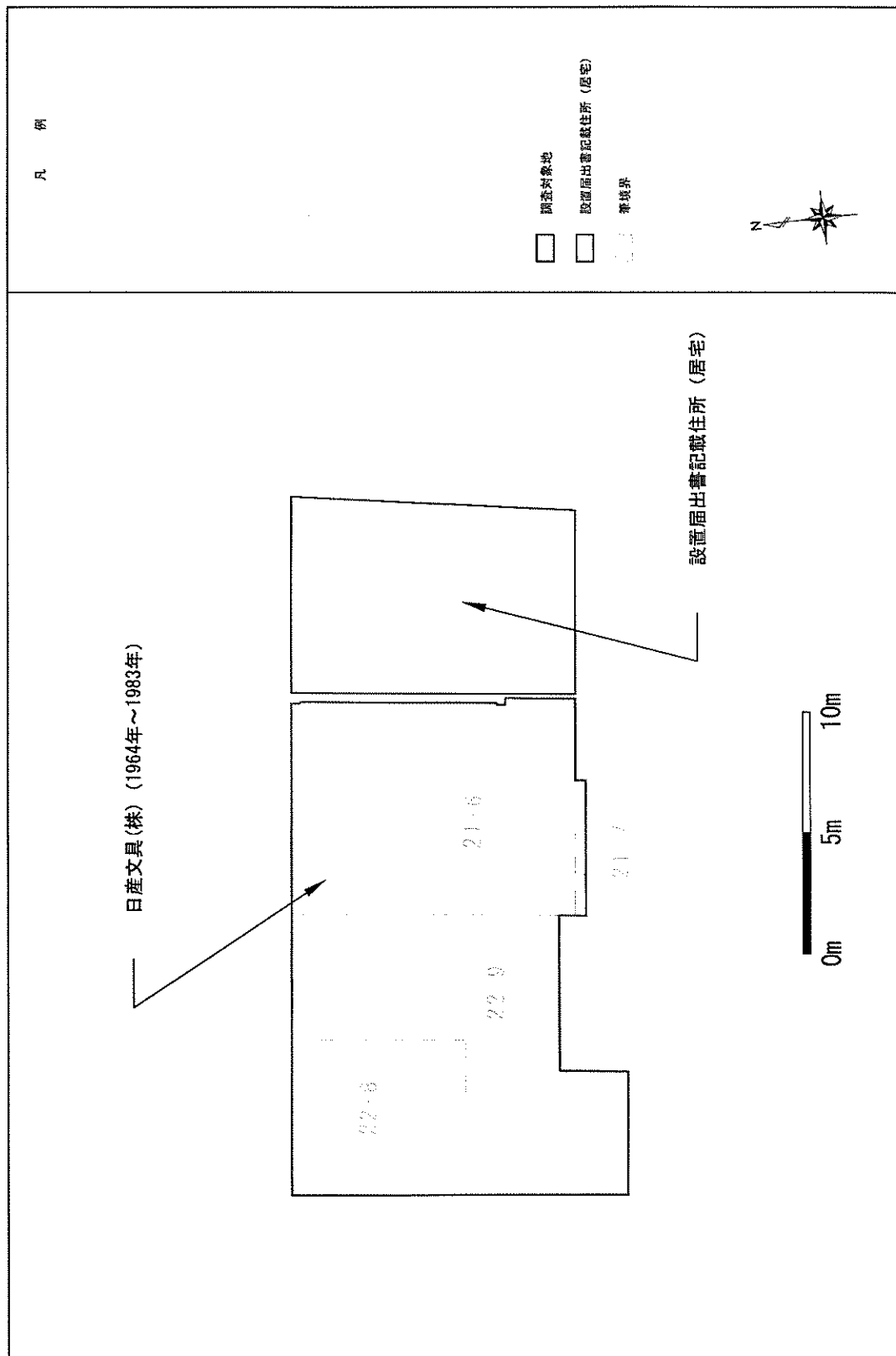
日産文具株式会社の位置図を図-1 に示す。

2.2 地形・地質情報

地形分類図及び表層地質図を収集し、地形・地質・地下水を確認し、地下水流動方向を推測した。

地形分類	低地（三角州）
表層地質	沖積層（泥相）
地下水流動方向	南流下と推測した

※ 本調査で入手した情報に基づくものであり、正確性及び確実性を確約するものではない。



図一1 日産文具株式会社の位置図

2.3 土地利用履歴等

調査対象地を含む周辺範囲において既に実施された地歴調査報告書¹より、以下の土地利用履歴等が確認された。調査対象地を抜粋して示す。

調査対象地は旧版地形図によると、1950 年まで建物、空地が確認できる。1973 年及び 1983 年の住宅地図に日産文具株式会社が確認できる。

年代	懸念事業場	根拠資料
1973 年	日産文具(株)	住宅地図
1983 年	日産文具(株)	住宅地図

2.4 特定有害物質等の使用等履歴概要

日産文具株式会社については、現存していないことから、ヒアリングや現地踏査ができなかった。そのため、具体的な操業内容、特定有害物質の使用等状況は不明である。文具等の製造工程で、特定有害物質を含む材料等の取り扱いの可能性が否定できないため、事業場名や業種、台帳等の情報から特定有害物質を取り扱う可能性のある懸念事業場と判断した。

また、台帳によると 1964 年 9 月に都条例の工場の認可がされており、1983 年に廃業している。該当工場は現存せず、2024 年 1 月に住友不動産株式会社へ承継しており、2025 年 6 月に廃止届出を行い台東区に受理されている。

¹土地利用履歴調査報告書（フェーズ 1 調査）東京都台東区浅草橋 5 丁目（2021 年 5 月、株式会社フィールド・パートナーズ）

3 土壌汚染状況調査（表層調査）

3.1 調査の考え方

3.1.1 調査の考え方（概要）

土地利用履歴等より、調査対象地において人為等由来の土壌汚染のおそれがあることから土壌汚染状況調査を実施した。

3.1.2 試料採取等対象物質の選定（特定有害物質）

特定有害物質に関する調査対象物質は、過去における特定有害物質の取り扱いの状況が不明なため、自主的に第一種、第二種特定有害物質の全項目及びPCBとした。

PCBを除く第三種特定有害物質については、業容より取り扱う可能性が低いと判断し除外した。

3.1.3 土壌汚染のおそれの生じた場所の位置（特定有害物質）

土壌汚染のおそれが生じた場所の位置は、過去における特定有害物質の取り扱いの状況が不明なため、全ての調査対象物質について現況地表面とした。

3.1.4 土壌汚染のおそれの区分の分類（特定有害物質）

試料採取等対象物質毎に、土壌汚染が存在するおそれに応じて調査対象地を以下の区分の何れかに分類した。

- ①土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地
- ②土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地
- ③土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地

土壌汚染のおそれの区分の分類は、過去における特定有害物質の取り扱いの状況が不明なため、全ての調査対象物質について、過去に日産文具株式会社の建物が立地していた範囲を含む事業範囲で取り扱うと想定し、事業範囲の現況地表面を「土壌汚染が存在するおそれが多いと認められる土地」に分類した。なお、事業範囲については、空中写真、公図、現地状況等をもとに判断した。

■第一種、第二種特定有害物質全項目及びPCB

汚染のおそれの区分	該当する土地の範囲とその理由
①土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地	該当する区分なし
②土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地	該当する区分なし
③土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地	過去に日産文具株式会社の建物が立地していた範囲を含む事業範囲

土壌汚染のおそれの区分の分類図（土地）を図ー2に示す。

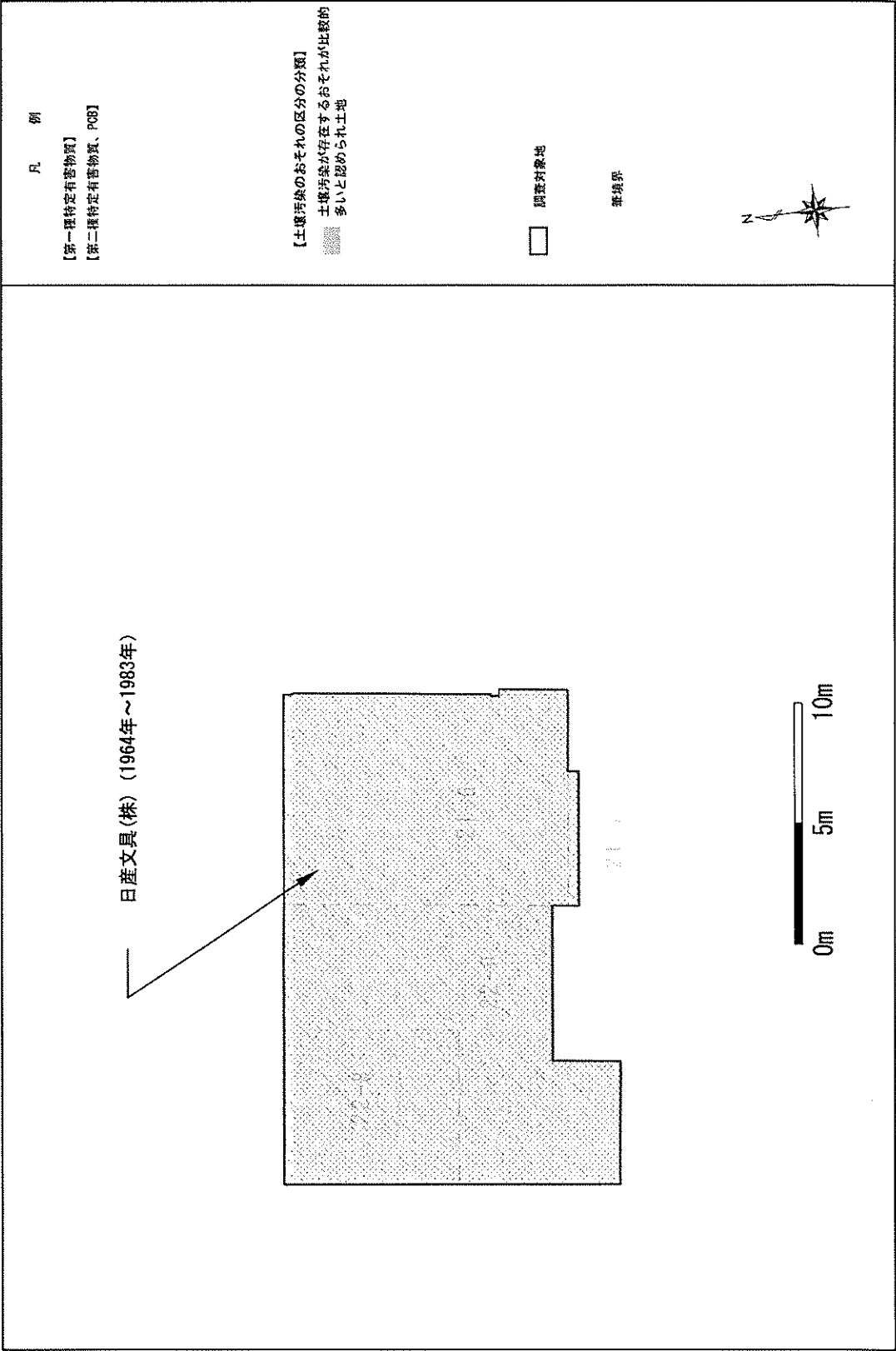


図-2 土壌汚染のおそれの区分の分類図(土地)

3.1.5 試料採取等区画の設定（特定有害物質）

調査対象地の最北端（真北）に起点を定め、起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により調査対象地を区画した（区画された範囲を「単位区画」という）。起点を支点として格子を右回りに6度38分38.00秒回転させた。隣接する単位区画の合計面積が130 m²以下の場合、適宜これらの単位区画を一つに統合した。

各単位区画の面積を以下に示す。

区画面積表

区画名	区画面積 (m ²)	備考
F1-1	99.882	—
F1-2 (99.951 m ²)	104.039	F1-3 (4.088 m ²) と統合
F1-4	24.291	—
F1-5 (17.992 m ²)	18.923	F1-6 (0.931 m ²) と統合
合計	247.135	

土壌汚染のおそれの区分の分類図（区画）を図-3に示す。

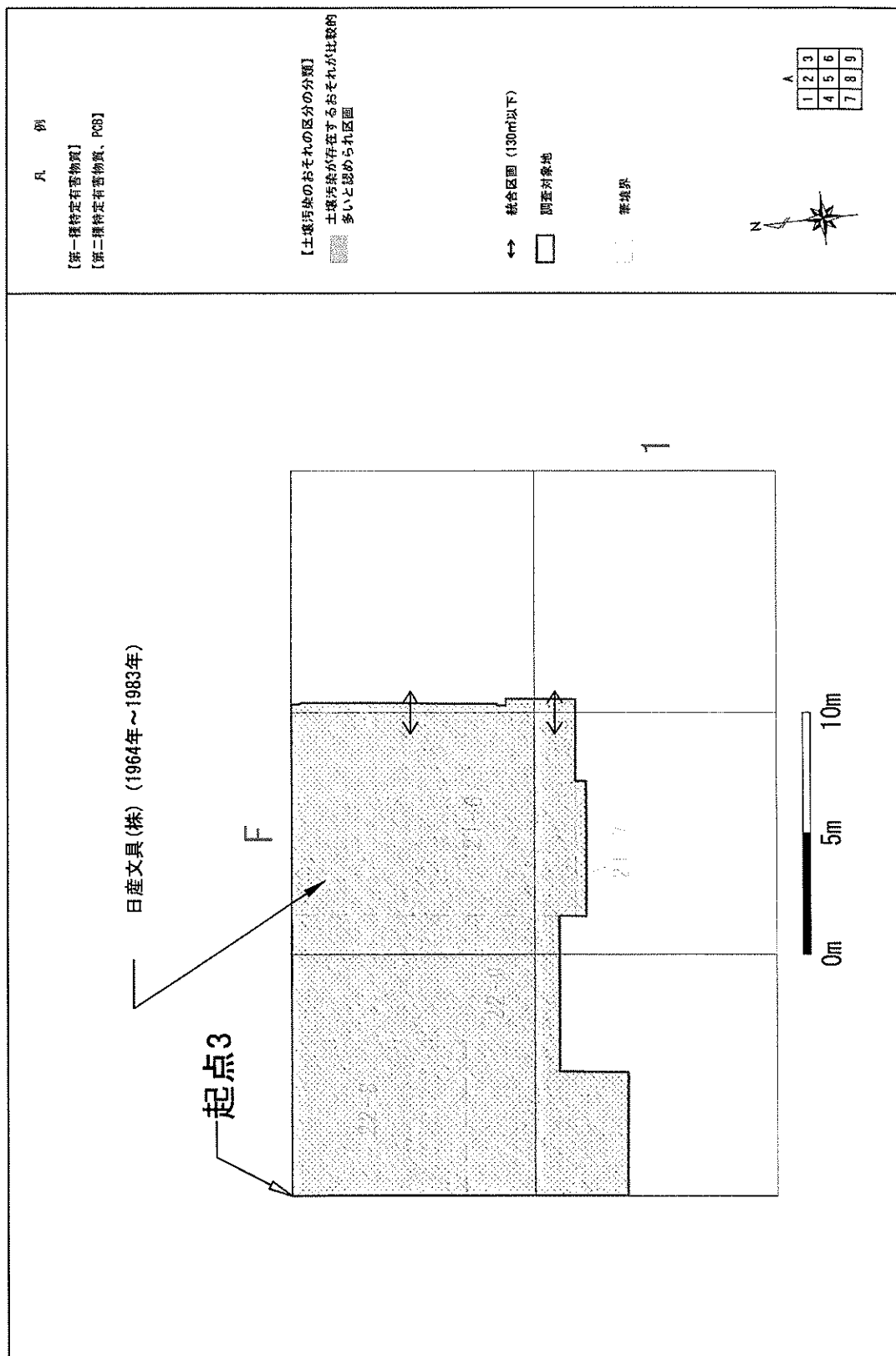


図-3 土壌汚染のおそれの区分の分類図 (区画)

3.1.6 試料採取地点の設定（特定有害物質）

土壤汚染のおそれの区分の分類に基づき、単位区画毎に試料採取等区画を選定し、試料採取地点を設定した。

表層調査地点図を図－4に示す。

汚染のおそれの区分	試料採取地点
①土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地	該当する区分なし
②土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地	該当する区分なし
③土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地	単位区画毎に1地点

区画名	試料採取地点の設定理由
F1-1	区画の中心位置に設定したが、壁があったため採取できる位置に移動した。
F1-2	区画の中心位置に設定したが、壁があったため採取できる位置に移動した。
F1-4	区画の重心に地点を移動したが、壁があったため採取できる位置に移動した。
F1-5	区画の重心に地点を移動したが、壁があったため採取できる位置に移動した。

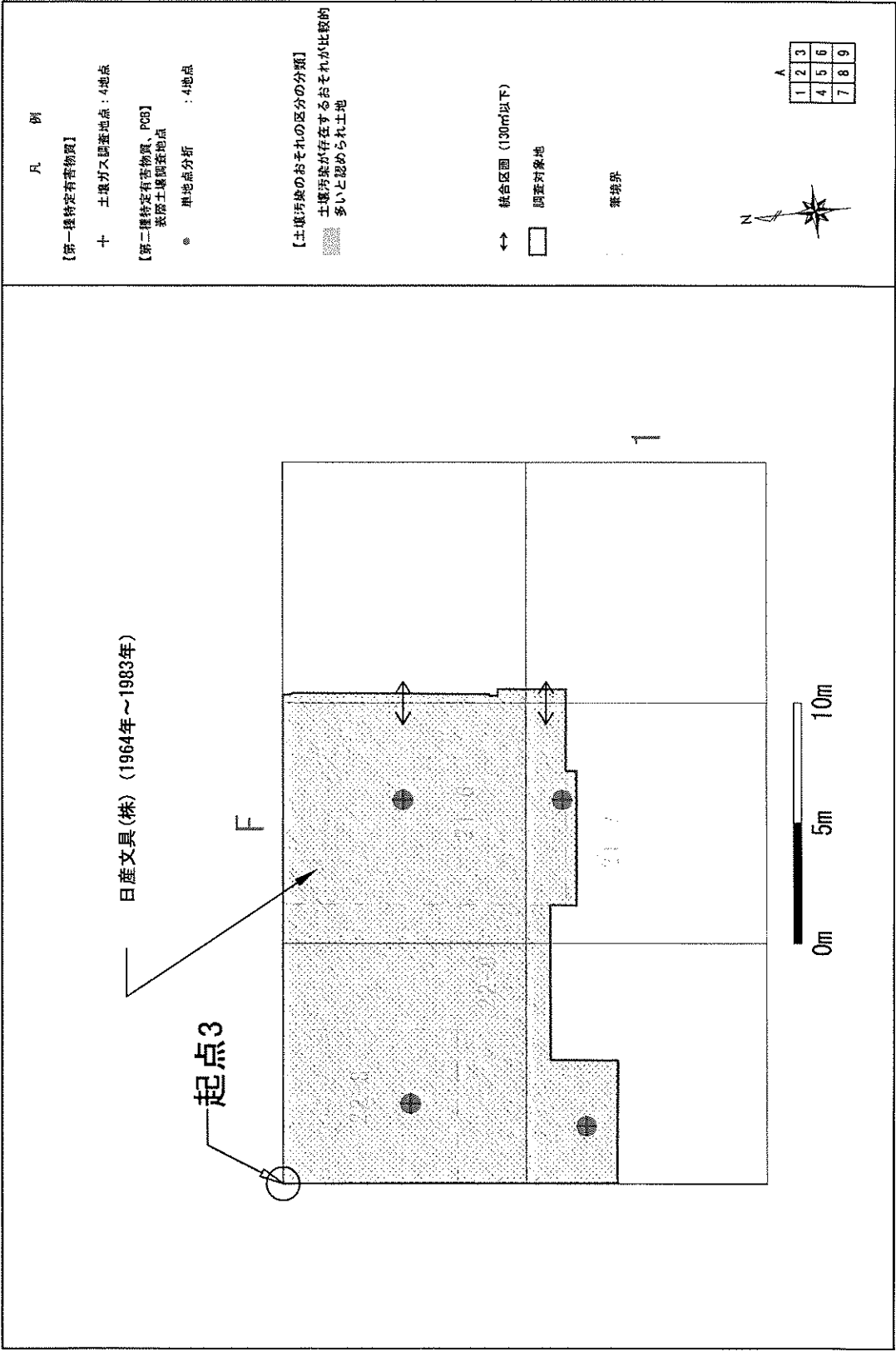


図-4 表層調査地点図

3.2 調査方法

3.2.1 土壌ガス調査（第一種特定有害物質）

(1) 調査概要

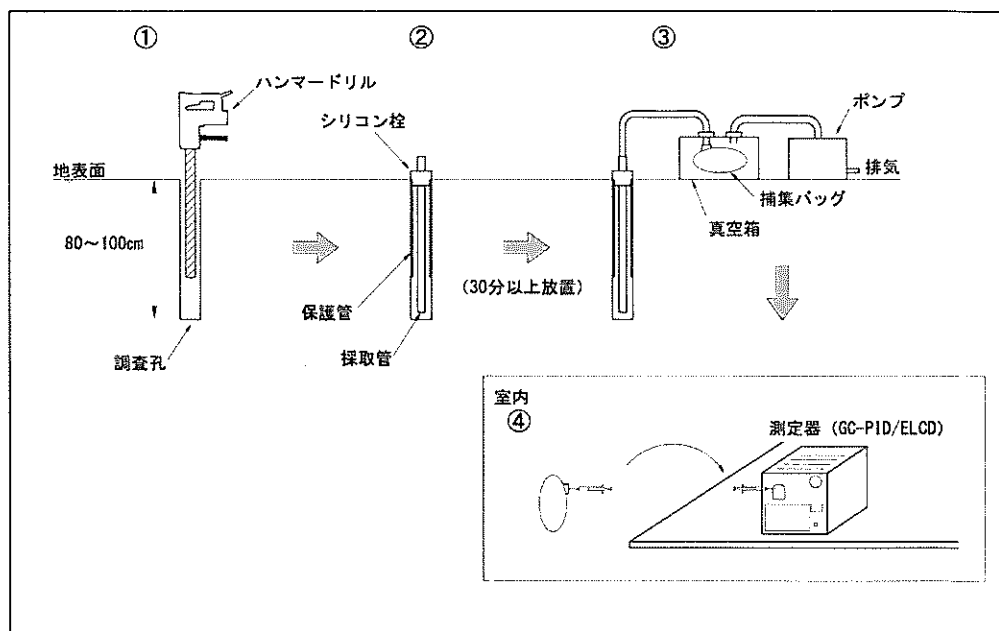
第一種特定有害物質による汚染のおそれの状況を確認するため、土壌ガス調査を実施した。

(2) 調査仕様

項目	内容
試料採取方法	捕集バッグ法（環告第 16 号）
分析方法	GC-PID/ELCD 法

(3) 実施手順

- 1) 計画図面にに基づき測量により調査地点の位置を出した。
- 2) ハンマードリルあるいはボーリングバーで現況地表面下約 1m まで削孔した。
- 3) ステンレス材質等による保護管・採取管を約 80cm 挿入した。
- 4) 舗装面との間はシリコン栓や粘土等を用いて密閉し、30 分以上放置した。
- 5) 捕集バッグ法（下図参照）により土壌ガスを採取した。
- 6) 調査孔は砂により埋め戻し、地表面は周囲と同様の素材で復旧した。
- 7) 試料は持ち帰り、分析室にて 48 時間以内に分析した。定量下限値は 0.1volppm（ベンゼンは 0.05volppm）とした。



土壌ガス採取（捕集バッグ法）のイメージ図

3.2.2 表層土壌調査（第二種特定有害物質及びPCB）

(1) 調査概要

第二種特定有害物質及びPCBによる汚染の有無を確認するため表層土壌調査を実施した。表層土壌調査における基準面は、試料採取地点のコンクリート、砕石や砂利を除いた土壌表面とした。

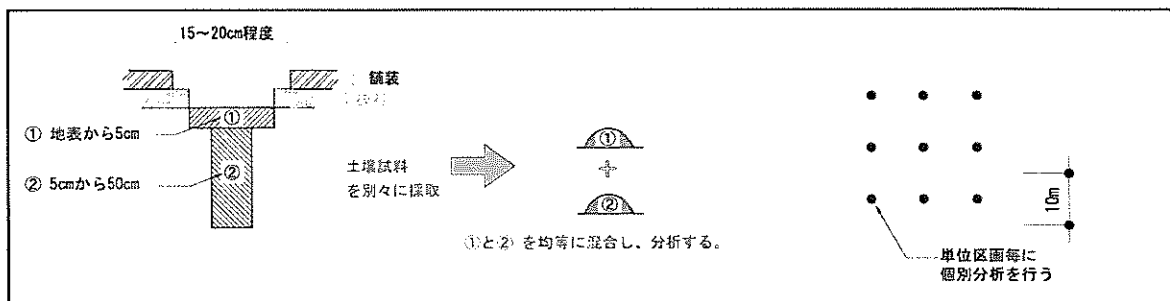
土壌試料採取イメージ、汚染状態に関する基準を次ページ以降に示す。

(2) 調査仕様

項目	内容
試料採取方法	「調査措置のガイドライン」Appendix-8. 第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質に係る土壌試料採取方法
分析方法	土壌溶出量調査：環告第18号 土壌含有量調査：環告第19号

(3) 実施手順

- 1) 計画図面にに基づき測量により調査地点の位置を出した。
- 2) 調査地点がアスファルト・コンクリート等で舗装されていたためコア抜きを行った。
コア抜きにはダイヤモンドコアカッターを使用し、掘削孔は直径15～20cmとした。
- 3) 土壌試料は、汚染のおそれが生じた場所の位置を基準として採取した。
・汚染のおそれが生じた場所の位置が現況地表面の場合には地表～深さ5cmの土壌と、深さ5～50cmまでの土壌を採取した。
- 4) 調査孔は砂により埋め戻し、地表面は周囲と同様の素材で復旧した。
- 5) 採取した土壌試料は計量証明機関に搬入し、土壌溶出量分析及び土壌含有量分析を実施した。
・単位区画毎の分析試料は、地表～深さ5cmと深さ5～50cmまでの土壌を等量混合した土壌、または、汚染のおそれが生じた位置から深さ50cmまでの土壌とした。



土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地（単位区画）での表層土壌調査イメージ図

汚染状態に関する基準

分類	特定有害物質の種類	土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)
第二種 特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	45 以下
	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下
	シアン化合物	検出されないこと	50 以下 (遊離シアンとして)
	水銀及びその化合物	水銀が 0.0005 以下、かつ、 アルキル水銀が検出されないこと	15 以下
	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4,000 以下
	ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下
第三種 特定有害物質	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと	-

3.3 調査結果

3.3.1 土壌ガス調査（第一種特定有害物質）

土壌ガス調査結果を表-1、土壌ガスチャートを添付資料-3に示す。

全ての調査地点において土壌ガスから試料採取等対象物質は検出されなかった。

表-1 土壌ガス調査結果（単位区画）

分析項目	定量 下限値	F1-1	F1-2	F1-4	F1-5
四塩化炭素	0.1	<	<	<	<
クロロエチレン	0.1	<	<	<	<
1,2-ジクロロエタン	0.1	<	<	<	<
1,1-ジクロロエチレン	0.1	<	<	<	<
シス-1,2-ジクロロエチレン(測定値)	0.1	<	<	<	<
トランス-1,2-ジクロロエチレン(測定値)	0.1	<	<	<	<
1,2-ジクロロエチレン	0.1	<	<	<	<
シス-1,3-ジクロロプロペン(測定値)	0.1	<	<	<	<
トランス-1,3-ジクロロプロペン(測定値)	0.1	<	<	<	<
1,3-ジクロロプロペン	0.1	<	<	<	<
ジクロロメタン	0.1	<	<	<	<
テトラクロロエチレン	0.1	<	<	<	<
1,1,1-トリクロロエタン	0.1	<	<	<	<
1,1,2-トリクロロエタン	0.1	<	<	<	<
トリクロロエチレン	0.1	<	<	<	<
ベンゼン	0.05	<	<	<	<

単位 : volppm
< : 不検出を示す。

3.3.2 表層土壌調査（第二種特定有害物質及びPCB）

表層土壌調査結果を表-2、図-5、計量証明書（写し）を添付資料-4 に示す。

基準不適合が確認された試料採取等対象物質を以下に示す。

表層土壌調査・基準不適合状況

基準不適合物質	基準不適合区画数
	単位区画（区画）
鉛（溶出量）	2

表-2 表層土壌調査結果 (単位区画)

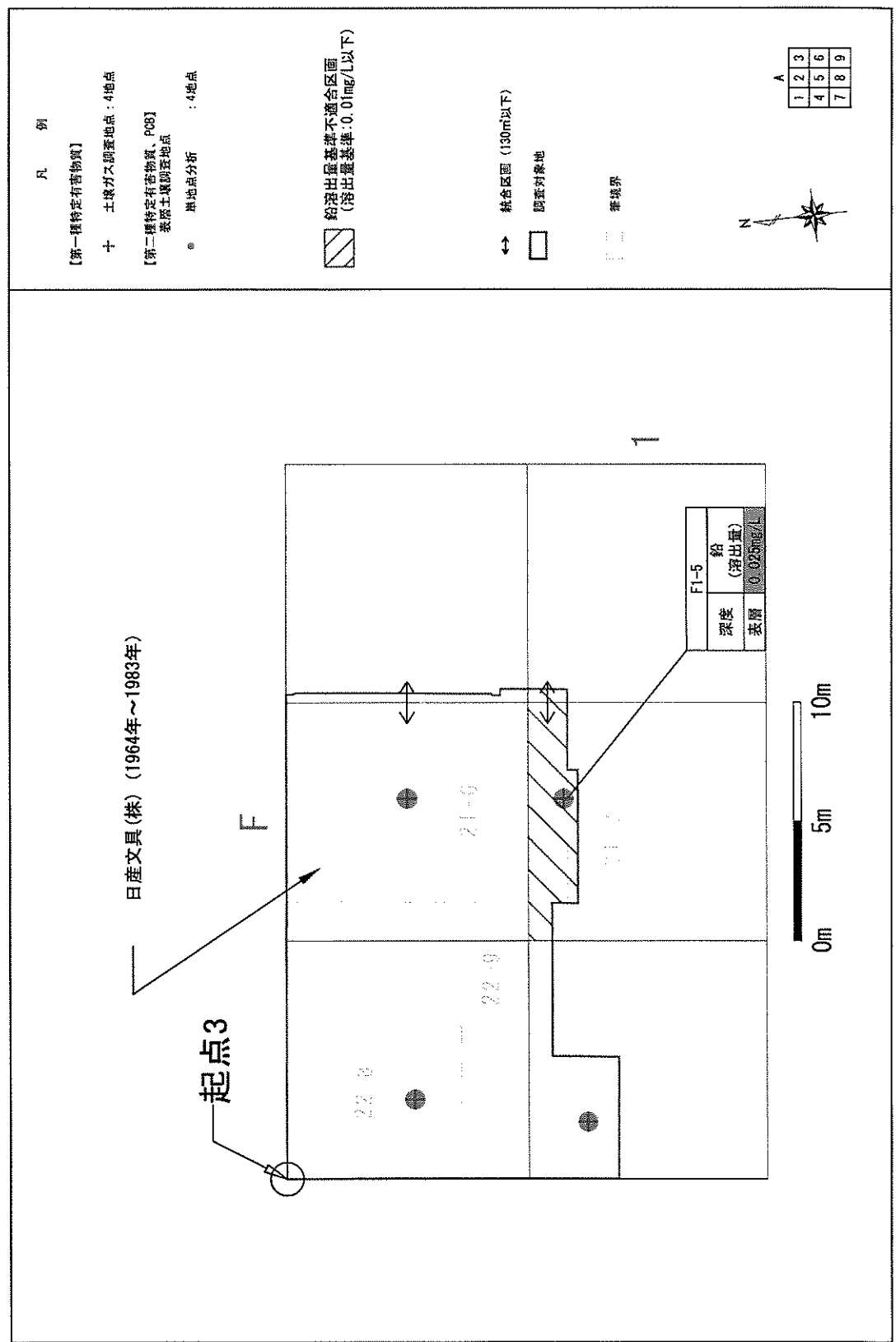
分析項目		汚染状態に関する基準	定量 下限値	F1-1	F1-2	F1-4	F1-5	
溶出量	第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003	<	<	<	<
		六価クロム化合物	0.05以下	0.005	<	<	<	<
		シアン化合物	検出されないこと	0.1	<	<	<	<
		水銀及びその化合物	0.0005以下	0.0005	<	<	<	<
		セレン及びその化合物	0.01以下	0.001	0.001	<	<	<
		鉛及びその化合物	0.01以下	0.001	<	0.005	<	0.025
		砒素及びその化合物	0.01以下	0.001	0.004	0.004	0.004	0.004
		ふっ素及びその化合物	0.8以下	0.08	0.35	0.33	<	0.27
	ほう素及びその化合物	1以下	0.1	<	<	<	<	
	第三種	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<
含有量	第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	45以下	1.0	<	<	<	<
		六価クロム化合物	250以下	10	<	<	<	<
		シアン化合物	50以下	5	<	<	<	<
		水銀及びその化合物	15以下	1.0	<	<	<	<
		セレン及びその化合物	150以下	1.0	<	<	<	<
		鉛及びその化合物	150以下	10	110	60	<	130
		砒素及びその化合物	150以下	10	<	<	<	<
		ふっ素及びその化合物	4000以下	100	<	<	<	<
		ほう素及びその化合物	4000以下	50	<	<	<	<

単位 : 溶出量 (mg/L)、含有量 : (mg/kg)

第三種 : 第三種特定有害物質

< : 定量下限値未満を示す。

: 基準不適合を示す。



図一5 表層調査結果図

4 詳細調査（ボーリング調査・地下水調査）

4.1 調査の考え方

4.1.1 調査の考え方（概要）

表層調査調査により確認された基準不適合区画において、ボーリング調査により基準不適合の深度方向の範囲を確認した。調査項目は各单位区画で基準不適合が確認された項目とした。

また、溶出量が基準不適合であったため、地下水調査により地下水汚染の有無を確認した。

4.1.2 試料採取等対象物質

試料採取等物質は、表層調査により基準不適合が確認された、鉛（溶出量）とした。

ボーリング調査地点図を図-6 に示す。

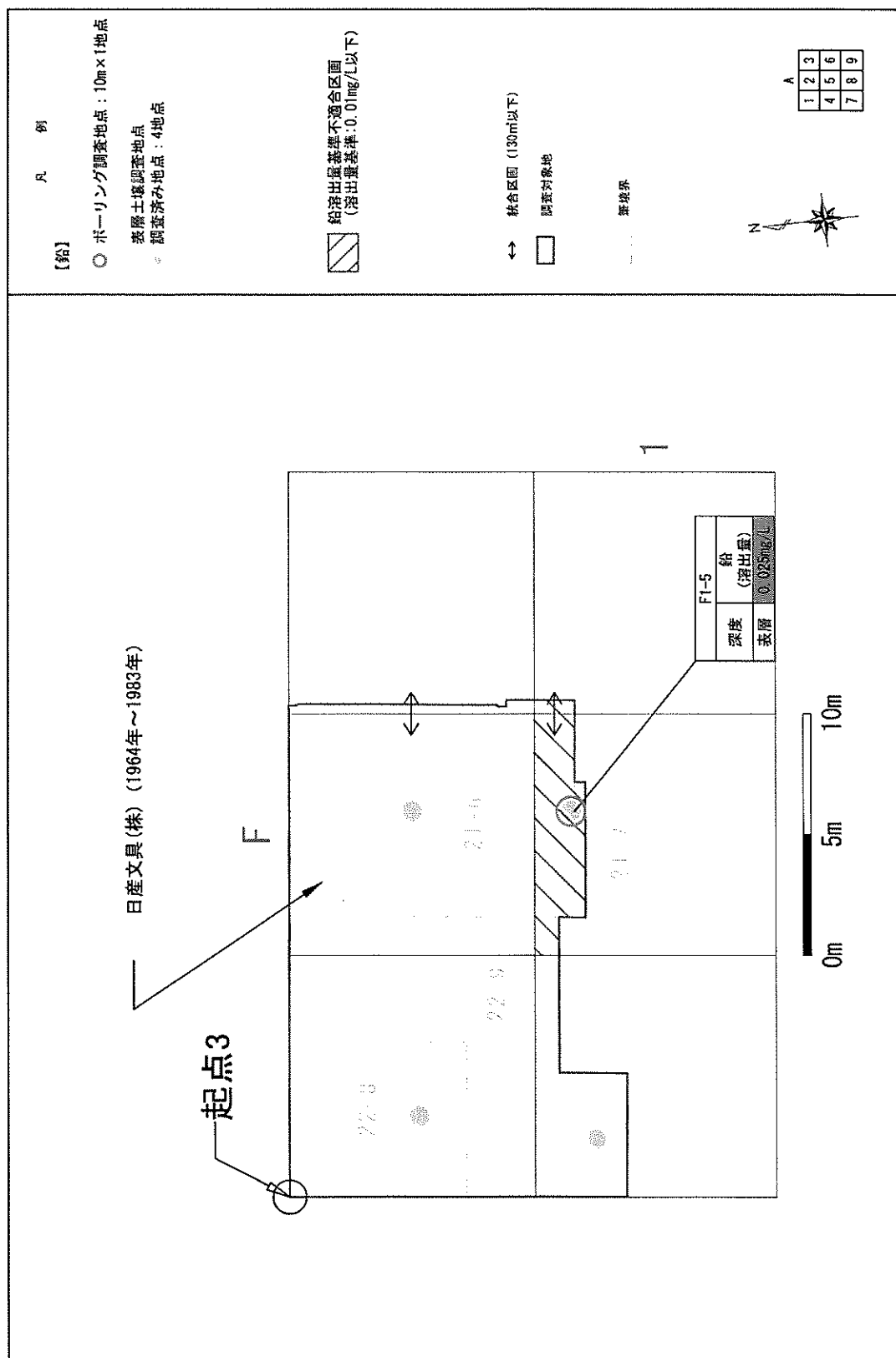


図-6 ボーリング調査地点図

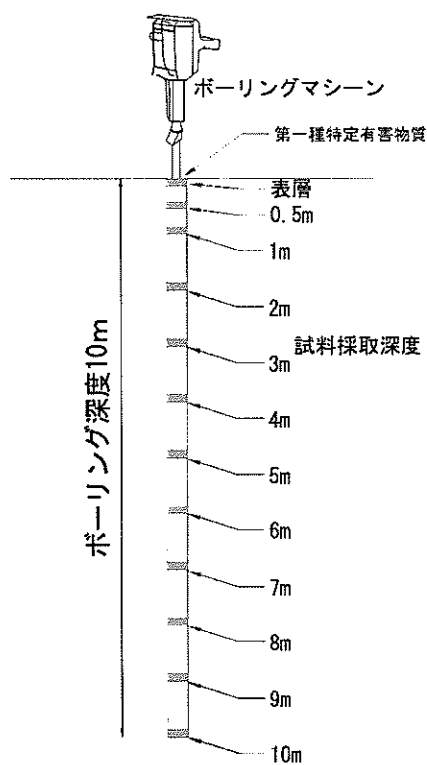
4.2 調査方法

4.2.1 ボーリング調査・地下水調査

(1) 調査概要

【第二種特定有害物質】

基準不適合の深度範囲を確認するため、ボーリング調査（下図参照）を実施し、土壌溶出量調査を実施した。また、土壌溶出量が基準不適合である地点において、ボーリング調査時に地下水が確認されたため、地下水の採水を実施した。



【第二種特定有害物質】

ボーリング調査のイメージ図

(2) 調査仕様

◇ボーリング調査

【第二種特定有害物質】

項目	内容
ボーリング深度	10m
試料採取方法	「調査措置のガイドライン」Appendix-11、ボーリング調査方法
試料採取深度	原則、深度 1m 以深の 1m 毎に深度 10m までとした。 ※深度範囲の絞込分析を行うため、基準不適合深度から 0.1m 毎において試料採取を行った。
分析深度	深度 1m 以深において、2 深度連続で基準適合を確認できた深度まで。 ※深度 1m 及び 2m が基準適合の場合は深度 2m で分析を終了した。 ※深度範囲の絞込みを行うため、追加採取試料を基準適合が確認される深度まで、基準不適合深度に近い深度から追加分析を行った。
分析方法	土壌溶出量調査：環告第 18 号

◇地下水調査

項目	内容
試料採取方法	・「恒久的な観測井を設置せずに採水する方法」のボーリング孔を利用する方法 ※ボーリング調査により削孔したボーリング孔内に、スクリーンを取り付けたケーシングを挿入し、一時的な採水井戸を設置した。 ・「調査措置のガイドライン」Appendix-7、地下水試料採取方法
観測井の仕上がり孔径	2 インチ
スクリーン区間	深度 0～8m ※第一帯水層範囲に設置した。
地下水採取深度	深度 4m
地下水採取方法	地下水の採取前にはパージを行った。 地下水の採水はベローによる方法とした。
分析条件	土壌溶出量による土壌汚染が確認されている場合に地下水分析を実施した。
分析方法	環告第 17 号

(3) 実施手順

- 1) 計画図面にに基づき表層調査地点の近傍に位置を出した。
- 2) 基本的に、地表から深度 1m 程度まで手掘りによる試掘を行い、埋設配管等の存在を確認した。試掘の結果、埋設配管等が無いことが確認された時点で、ハンドボーリングマシンにより、深度 5m～10m の深さを掘削し、所定の深度から必要量の土壌を採取し、分析試料に供した。
地下水が確認された場合は一時的な採水井戸を設置し、地下水を採取した。
- 4) 調査孔はセメントミルクにより埋戻し、地表面は周囲と同様の素材で復旧した。
- 5) 採取した土壌試料は計量証明機関に搬入し、土壌及分析を実施した。
溶出量調査による土壌汚染が確認されている場合は、地下水分析を実施した。

汚染状態に関する基準及び地下水基準

分類	特定有害物質の種類	土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	地下水基準 (mg/L)
第二種 特定有害物質	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下

4.3 調査結果

4.3.1 ボーリング調査

ボーリング調査結果を表-3 及び図-7、計量証明書（写し）を添付資料-4 に示す。
試料採取等対象物質の基準不適合の最大深さを以下に示す。

基準不適合の最大深さ

基準不適合項目	最大深さ (m)
鉛（溶出量）	0.5

表-3 ボーリング調査結果

地点名	F1-5
分析項目	鉛及びその化合物 溶出量
汚染状態に関する基準	0.01以下
定量下限値	0.001
0～0.5	0.025
0.6	0.006
1.0	<
2.0	0.001

単位 : 溶出量 mg/L、深度 m
 - : 調査対象外
 < : 定量下限値未満を示す。
 (陰影) : 基準不適合を示す。

4.3.2 地下水調査

地下水調査結果を表－4 及び図－7、計量証明書（写し）を添付資料－4 に示す。

基準不適合が確認された対象物質を以下に示す。

地下水調査で基準不適合が確認された調査対象物質

基準不適合項目
なし

表－4 地下水調査結果

分析項目		地下水基準	定量 下限値	F1-5
地下水 濃度	第二種 鉛及びその化合物	0.01以下	0.001	<

単位 : mg/L
 第二種 : 第二種特定有害物質
 < : 定量下限値未満を示す。

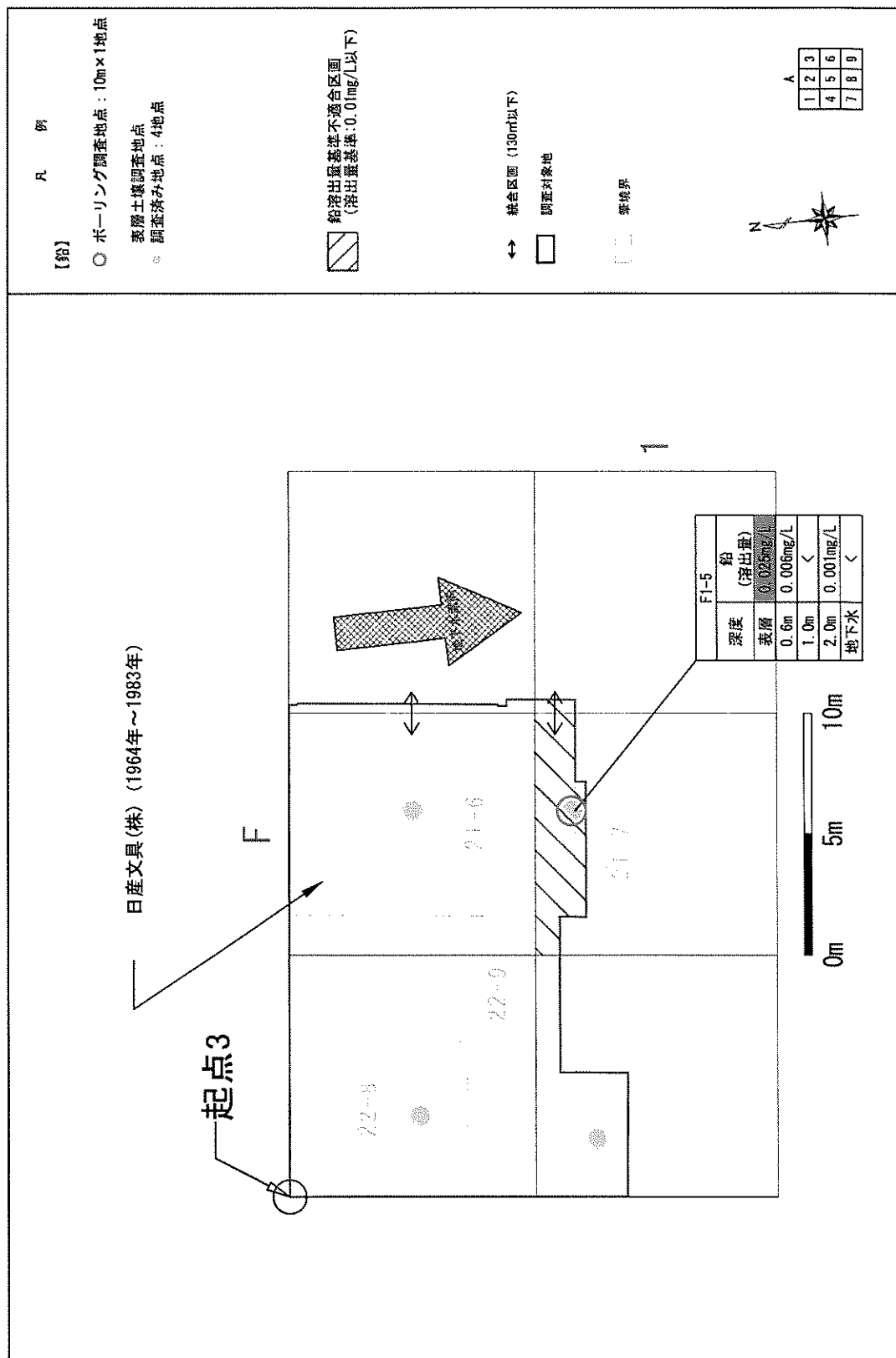


図-7 ボーリング調査結果図

5 評価

5.1 特定有害物質による土壤汚染の状況について

5.1.1 第一種特定有害物質

土壤ガスから試料採取等対象物質は検出されなかったことから、土壤汚染のおそれはないものとする。

5.1.2 第二種特定有害物質及び PCB

鉛（溶出量）による土壤汚染が確認された。その他の試料採取等対象物質は基準不適合が確認されなかったことから土壤汚染のおそれはないものとする。

5.2 地下水汚染の状況について

地下水から試料採取等対象物質の基準不適合が確認されなかったことから地下水汚染は認められなかった。

6 自主調査以降の特定有害物質の取り扱いについて

土壤汚染状況調査を実施した7月から、新たな特定有害物質の取り扱いはない。そのため土壤汚染のおそれはない土地である。

7 記録の保管、引継ぎについて

都条例第118条に基づき、本報告書は保管し、土地の所有者等に本書を承継する必要がある。

— 以上 —

今後の土地の利用計画

建物解体後は、集合住宅を建設予定である。